平成２２年（フ）第２０７号
奈良県北葛城郡王寺町明神２丁目16番３号、居所愛知県犬山市上野南向1096　ファミールヴィレッジ203号
債務者　石橋　一輝
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
奈良県宇陀市榛原区萩原2505番地の６
債務者　辰己　　清
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
奈良県宇陀市榛原区萩原2505番地の６
債務者　辰己　　綾
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
奈良県香芝市旭ヶ丘３－５－44、住民票上の住所愛知県豊川市小坂井町樫王26番地７
債務者　遠藤　淑子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
奈良県橿原市東坊城町104番地の１　モアイーストⅠ203、前住所奈良県橿原市川西町927番地
債務者　隅田　宏三
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
奈良県北葛城郡王寺町久度４丁目１番９―21号、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目41番８号
債務者　幾嶋　美保
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野379番地の２
債務者　杉本　雅樹
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２３７１号
愛知県北名古屋市薬師寺山浦17番地
債務者　川口誠こと　鄭　　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４８０号
大阪府茨木市五十鈴町17番44号
債務者　笠原　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７１号
大阪府枚方市長尾元町７丁目82番１―303号
債務者　戸田　明徳
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７７号
大阪府門真市大橋町３番17号
債務者　東條　祐馬
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９７号
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―619号
債務者　大矢　一美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７１号
大阪府豊中市豊南町東３丁目２番６号
債務者　大川　洋治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３８号
大阪府東大阪市御厨東２丁目７番１号
債務者　川口美智代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６５０号
大阪府豊中市熊野町４丁目12番23―405号
債務者　水田　優子（旧姓御船）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６５４号
大阪市東成区中本４丁目１番11―506号
債務者　人見ちどり
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６５６号
大阪市住吉区苅田９丁目14番７―1402号
債務者　福澤　素子（旧姓宮永）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９１号
大阪府東大阪市川田１丁目10番19号
債務者　東口　初恵（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部